

# 平成27年9月議会

## 議案説明資料

	ページ
○ 予算議案	
1 平成27年9月 補正予算案農林水産局集計表 .....	1
2 議案第192号	
平成27年度福岡市一般会計補正予算案(第2号) .....	3
3 議案第194号	
平成27年度福岡市中央卸売市場特別会計補正予算案(第1号).....	7
○ 条例議案	
4 議案第209号	
福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案.....	11
(参考資料)	
・ 漁港施設整備関連事業.....	23

農林水産局

# ○予算議案

## 1 平成27年9月 補正予算案農林水産局集計表

(単位:千円)

区 分	補 正 前 の 額 (A)							
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳					一般財源 (又は繰入金)
			特 定 財 源			当該事業財源		
			国県支出金	地方債	その他			
一般会計	4,706,610	10,084,045	545,446	489,000	3,672,164	-	5,377,435	
集落排水 事業 特別会計	613,367	613,367	132,625	127,000	871	43,507	309,364	
中央卸売 市場 特別会計	8,014,000	8,014,000	17,770	1,312,000	2,045,717	1,691,535	2,946,978	
局 計	13,333,977	18,711,412	695,841	1,928,000	5,718,752	1,735,042	8,633,777	

【注】集落排水事業特別会計及び中央卸売市場特別会計の一般財源は、一般会計からの繰入金。

(単位:千円)

区 分	補 正 額 (B)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	9,150	90,975	5,150	4,000	-	-	81,825
集落排水 事業 特別会計	-	-	-	-	-	-	-
中央卸売 市場 特別会計	60,653	60,653	-	-	2,168	△22,190	80,675
局 計	69,803	151,628	5,150	4,000	2,168	△22,190	162,500

(単位:千円)

区 分	補 正 後 (A+B)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	4,715,760	10,175,020	550,596	493,000	3,672,164	-	5,459,260
集落排水 事業 特別会計	613,367	613,367	132,625	127,000	871	43,507	309,364
中央卸売 市場 特別会計	8,074,653	8,074,653	17,770	1,312,000	2,047,885	1,669,345	3,027,653
局 計	13,403,780	18,863,040	700,991	1,932,000	5,720,920	1,712,852	8,796,277

## 2 議案第192号

## 平成27年度福岡市一般会計

### (1) 歳入歳出予算の補正

( 歳 入 )

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
3	17 県支出金 2 県補助金	5 農林水産業 費県補助金	530,109	5,150	535,259
5	23 市債 1 市債	5 農 林 水 産 業 債	489,000	4,000	493,000
その他の科目 (本補正外)			3,687,501	-	3,687,501
一般会計 合計			4,706,610	9,150	4,715,760

# 補正予算案（第2号）

＜農林水産局所管分＞

説	明
<p>○ 漁港整備費補助金 福岡県水産関連事業費補助金交付要綱に基づく補助金の追加 補助率 1/2 (補助対象事業費:10,300千円)</p>	<p>5,150 千円</p>
<p>○ 漁港整備事業債 漁港整備事業に充当する起債の追加</p>	<p>4,000 千円</p>

## ( 歳 出 )

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
8 5 9	6 農林水産業費 3 水産業費	3 漁港整備費	千円 226,487	千円 10,300	千円 236,787
	4 市場費	1 中央卸売 市場費	2,946,978	80,675	3,027,653
その他の科目 (本補正外)			6,910,580	-	6,910,580
一般会計 合計			10,084,045	90,975	10,175,020

説 明

○ 漁港整備費の追加

【県の内示】

漁港施設整備関連事業

10,300 千円

福岡県漁港等施設改修事業の補助金活用による整備費の追加

補正前の額	補正額	計
31,893	10,300	42,193

玄界漁港

防風板撤去設置  
(L=約79.7m, H=3.0m)

関連歳入	9,150 千円
(17) 県支出金	5,150
漁港整備費補助金	
(23) 市債	4,000
漁港整備事業債	
一般財源	1,150 千円

○ 中央卸売市場特別会計への繰出金の追加

(関連 7～8ページ)  
一般財源 80,675 千円

### 3 議案第194号

### 平成27年度福岡市中央卸売

#### (1) 歳入歳出予算の補正

( 歳 入 )

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
22	1 事業収入 1 事業収入	1 中央卸売市場 事業収入	千円 1,674,360	千円 △ 22,190	千円 1,652,170
	5 繰入金 1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	2,946,978	80,675	3,027,653
	7 諸収入 6 雑入	1 雑入	835,782	2,168	837,950
その他の科目 (本補正外)			2,556,880	-	2,556,880
合 計			8,014,000	60,653	8,074,653



# 市場特別会計補正予算案（第1号）

説 明	
<p>○ 施設使用料 新青果市場開場日決定に伴う使用料の減額等</p>	<p>△22,190 千円</p>
<p>○ 一般会計繰入金 一般会計からの繰入金の追加</p>	<p>80,675 千円</p>
<p>○ 電気料 新青果市場開場日決定に伴う市場施設の利用者から徴収する電気料収入の追加等</p> <p>○ 水道料等 新青果市場開場日決定に伴う市場施設の利用者から徴収する水道料金等収入の追加等</p> <p>○ その他の雑入 太陽光発電売電収入の減額等</p>	<p>10,535 千円</p> <p>2,728 千円</p> <p>△11,095 千円</p>

## ( 歳 出 )

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
24 5 25	1 総務費 1 総務管理費	1 管理運営費	2,234,401	60,653	2,295,054
その他の科目 (本補正外)			5,779,599	-	5,779,599
合 計			8,014,000	60,653	8,074,653

**説 明**

○ 一般管理運営費の追加

**【新青果市場開場日決定に伴う光熱水費等及び移転に伴う補助金の追加等】**

光熱水費	20,774 千円
新青果市場における光熱水費使用料の追加等	
委託料	23,826 千円
新青果市場における委託料の追加等	
新青果市場施設管理等経費	△9,320 千円
新青果市場開場準備における光熱水費使用料の追加	
	10,868 千円
新青果市場開場準備における委託料の減額	
	△ 8,045 千円
太陽光発電設備リース期間短縮に伴う借損料の減額	
	△ 12,143 千円
新青果市場共同移送事業補助金	16,579 千円
新青果市場へ移転する市場関係者が共同で実施する移送事業への補助金の追加	
新青果市場電動車両導入補助金	8,794 千円
新青果市場における場内運搬車両の電動化推進事業への補助金(リース分)の追加	

補正前の額	補正額	計
2,234,401	60,653	2,295,054

関連歳入 (7) 諸収入 電気料 水道料等 その他の雑入	2,168 千円  10,535 2,728 △11,095
--	--

事業財源	△22,190 千円
一般財源	80,675 千円

## ○条例議案

# 4 議案第209号

## 福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

青果市場の移転開場に伴い、旧市場に関する規定を廃止し、新市場に関する規定を新たに設ける必要があることから、福岡市中央卸売市場業務条例に所要の改正を行う。また、移転に伴う改正のほか、青果市場及び鮮魚市場の仲卸業者の数の最高限度の変更等を併せて行うもの。

### 2 改正内容

(1) 市場の名称、位置及び面積（第2条）

- ・新市場への移転に伴い、青果市場の位置を「東区みなと香椎三丁目」に、面積を「149,691 m<sup>2</sup>」に変更。

(2) 西部市場、東部市場に関する規定の削除（第2条、第3条、第6条、第8条、第17条、第19条、別表第6、別表第7）

- ・西部市場、東部市場の廃止に伴い、両市場に関する規定を削除。

(3) 卸売業者の営業保証金の額（第8条）

- ・青果市場は1,200万円、西部市場及び東部市場は600万円となっている営業保証金の上限額を、西部市場、東部市場の廃止に伴い、青果市場1,600万円に変更。

(4) 保証金の返還（第11条）

- ・現在は、保証金の返還は、資格を失った日から起算して60日を経過しないとできない規定となっているが、使用施設の縮減等に伴って預託額に余剰が生じた際は、余剰額の返還を可能とする旨の規定を追加。

(5) 仲卸業者の数の最高限度（第19条）

- ・現在は、条例で定める仲卸業者数は、青果市場28社、西部市場5社、東部市場4社の計37社となっているが、廃業により実際の業者数は35社であるため、実数に合わせ条例に定める業者数を35社に変更。
- ・鮮魚市場についても同様に、条例に定める業者数46社を、実際の業者数に合わせて43社に変更。

(6) 市場外にある物品の卸売の禁止 (第 48 条)

- ・平成 27 年 4 月 1 日付で、食品の表示に関する法改正に伴い、「JAS 法」による表示基準が廃止され、新たに「食品表示法」による表示基準が定められたため、電子商取引の承認要件として「JAS 法」の規定を引用する部分を削除。

(7) 卸売業者が結ぶ支払猶予の特約の相手方 (第 67 条)

- ・卸売業者が結ぶ支払猶予の特約の相手方として、従前の仲卸業者及び売買参加者に加え、代払機関を追加。

(8) 施設使用料 (第 78 条, 別表第 5)

- ・農林水産省が提示する「市場使用料算定式」に基づき、新市場の施設使用料を算定。
- ・買荷積込所や共同充電所等の新設や買荷保管所等の廃止に伴う使用料の種別の追加及び削除のほか、駐車場使用料に「1 月 1 平方メートルにつき」「1 時間 1 台につき」の単位を追加。
- ・関連事業者として新たに営業する「コンビニエンスストア」について、売上金額を基に算定する「売上割使用料」を新設。

### 3 施行期日

規則で定める日から施行する (平成 28 年 2 月 12 日予定)。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

○福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年条例第59号）

【下線部が改正部分】

現行			改正案		
(市場の名称, 位置及び面積) 第2条 市場の名称, 位置及び面積は, 次のとおりとする。			(市場の名称, 位置及び面積) 第2条 市場の名称, 位置及び面積は, 次のとおりとする。		
名称	位置	面積 (平方メートル)	名称	位置	面積 (平方メートル)
福岡市中央卸売市場青果市場	福岡市博多区 那珂六丁目	90,720	福岡市中央卸売市場青果市場	福岡市東区 みなと香椎 三丁目	149,691
福岡市中央卸売市場西部市場	福岡市西区 石丸四丁目	32,318			
福岡市中央卸売市場東部市場	福岡市東区 下原四丁目	23,321			
福岡市中央卸売市場鮮魚市場	福岡市中央区 長浜三丁目	120,400	福岡市中央卸売市場鮮魚市場	福岡市中央区 長浜三丁目	120,400
福岡市中央卸売市場食肉市場	福岡市東区 東浜二丁目	47,000	福岡市中央卸売市場食肉市場	福岡市東区 東浜二丁目	47,000

(取扱品目)

第3条 取扱品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。

福岡市中央卸売市場青果市場（以下「青果市場」という。）

青果部 野菜，果実及びこれらの加工品並びに鳥卵

福岡市中央卸売市場西部市場（以下「西部市場」という。）

青果部 野菜，果実及びこれらの加工品並びに鳥卵

福岡市中央卸売市場東部市場（以下「東部市場」という。）

青果部 野菜，果実及びこれらの加工品並びに鳥卵

福岡市中央卸売市場鮮魚市場（以下「鮮魚市場」という。）

水産物部 生鮮水産物及びその加工品

福岡市中央卸売市場食肉市場（以下「食肉市場」という。）

食肉部 肉類及びその加工品

2 略

(取扱品目)

第3条 取扱品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。

福岡市中央卸売市場青果市場（以下「青果市場」という。）

青果部 野菜，果実及びこれらの加工品並びに鳥卵

福岡市中央卸売市場鮮魚市場（以下「鮮魚市場」という。）

水産物部 生鮮水産物及びその加工品

福岡市中央卸売市場食肉市場（以下「食肉市場」という。）

食肉部 肉類及びその加工品

2 略

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 卸売業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果市場

青果部 1

西部市場

青果部 1

東部市場

青果部 1

鮮魚市場

水産物部 2

食肉市場

食肉部 1

(保証金の額)

第8条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

青果市場

青果部 600万円以上1,200万円以下

西部市場

青果部 300万円以上600万円以下

東部市場

青果部 300万円以上600万円以下

鮮魚市場

水産物部 500万円以上1,800万円以下

食肉市場

食肉部 200万円以上600万円以下

2, 3 略

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 卸売業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果市場

青果部 1

鮮魚市場

水産物部 2

食肉市場

食肉部 1

(保証金の額)

第8条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

青果市場

青果部 600万円以上1,600万円以下

鮮魚市場

水産物部 500万円以上1,800万円以下

食肉市場

食肉部 200万円以上600万円以下

2, 3 略



(保証金の返還)

第11条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

(帽子、記章及び登録証の着用)

第17条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、青果市場、西部市場、東部市場及び鮮魚市場においては、規則で定める帽子及び記章を着用し、食肉市場においては、登録証を着用しなければならない。

(仲卸業者の数の最高限度)

第19条 仲卸業者（次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務（市が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果市場

青果部 28

西部市場

青果部 5

東部市場

青果部 4

鮮魚市場

水産物部 46

2 略

(保証金の返還)

第11条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

2 預託すべき保証金の額が減額されたとき、その他既納の保証金の額が預託すべき保証金の額を超えるときは、その差額に相当する額を返還するものとする。

(帽子、記章及び登録証の着用)

第17条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、青果市場及び鮮魚市場においては、規則で定める帽子及び記章を着用し、食肉市場においては、登録証を着用しなければならない。

(仲卸業者の数の最高限度)

第19条 仲卸業者（次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務（市が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果市場

青果部 35

鮮魚市場

水産物部 43

2 略

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第48条 1～6 略

7 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

(1) 当該取引に参加する機会が、当該市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。

(2) 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。

ア 当該取引に係る物品の公正な価格形成を確保するために必要となる事項として規則で定めるもの

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の13第1項又は第2項の規定による基準が定められている物品については、同条第1項第1号に掲げる事項のうち規則で定めるもの

(3)～(5) 略

(買受代金の即時支払義務)

第67条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)買い受けた物品の代金(買い受けた額に100分の108を乗じて得た額とする。)を支払わなければならない。

2～4 略

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第48条 1～6 略

7 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

(1) 当該取引に参加する機会が、当該市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。

(2) 当該取引に係る物品の公正な価格形成を確保するために必要となる事項として規則で定めるものが、当該取引に係る情報として提供されることが確実であること。

(3)～(5) 略

(買受代金の即時支払義務)

第67条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者、売買参加者又は代払機関(仲卸業者又は売買参加者が組織し、卸売業者に対して買受代金の代位弁済を行う者をいう。)と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)買い受けた物品の代金(買い受けた額に100分の108を乗じて得た額とする。)を支払わなければならない。

2～4 略

(使用料等)

第78条 市場使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4から別表第9までに規定する金額（卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料以外の使用料については、当該額に100分の108を乗じて得た額）の範囲内で規則で定める。

2～8 略

(使用料等)

第78条 市場使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4から別表第7までに規定する金額（卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び別表第5 コンビニエンスストア使用料の項に規定する売上割使用料以外の使用料については、当該額に100分の108を乗じて得た額）の範囲内で規則で定める。

2～8 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1～第4 略		
別表第5		
青果市場施設使用料		
種別	単位	金額
卸売業者売場使用料	1月1平方メートルにつき	170円
低温売場使用料	1月施設一式につき	1,889,000円
定温売場使用料	1月施設一式につき	241,000円
仲卸業者売場使用料	1月1平方メートルにつき	800円
事務室使用料	1月1平方メートルにつき	2,030円
関連事業所使用料	1月1平方メートルにつき	1,330円
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき	630円
買荷保管所使用料	1月1区画につき	20,000円

別表第1～第4 略		
別表第5		
青果市場施設使用料		
種別	単位	金額
卸売業者売場使用料	1月1平方メートルにつき	270円
仲卸業者売場使用料	1月1平方メートルにつき	810円
事務室使用料	1月1平方メートルにつき	780円
関連事業所（コンビニエンスストアを除く。）使用料	1月1平方メートルにつき	840円
コンビニエンスストア使用料		面積割使用料（1月1平方メートルにつき840円を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に売上割使用料（売上金額（消費税及び地方消費税額を含む。）に100分の3を乗じて得た額のうち面積割使用料の額に100分の108を乗じて得た額を超える額をいう。）を加えて得た額。
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき	630円
買荷積込所使用料	1月1平方メートルにつき	470円

屋上使用料	1月1平方メートルにつき	90円
冷蔵庫使用料	1月施設一式につき	2,969,500円
駐車場使用料	1月1台につき	12,000円

駐車場使用料	1月1台につき	11,150円	
	1月1平方メートルにつき	470円	
	1時間1台につき	100円	
共同充電所使用料	1月1平方メートルにつき	560円	
会議室使用料	大会議室	1室1時間につき	400円
	小会議室	1室1時間につき	200円
多目的室使用料	1室1時間につき	900円	
料理講習室使用料	1室1時間につき	600円	

## 別表第6

## 西部市場施設使用料

種別	単位	金額
卸売業者売場 使用料	1月1平方メ ートルにつ き	240円
低温売場使用 料	1月施設一式 につき	804,000円
仲卸業者売場 使用料	1月1平方メ ートルにつ き	1,150円
事務室使用料	1月1平方メ ートルにつ き	1,800円
関連事業所使 用料	1月1平方メ ートルにつ き	1,500円
倉庫使用料	1月1平方メ ートルにつ き	900円
定温倉庫使用 料	1月施設一式 につき	430,000円
買荷保管所使 用料	1月1区画に つき	31,000円
買荷積込所使 用料	1月1区画に つき	1,500円
冷蔵庫使用料	1月施設一式 につき	1,432,000円
バナナ加工処 理施設使用料	1月施設一式 につき	900,000円
駐車場使用料	1月1台につ き	5,300円

別表第7

東部市場施設使用料

種別	単位	金額
卸売業者売場 使用料	1月1平方メ ートルにつ き	380円
低温売場使用 料	1月施設一式 につき	237,000円
仲卸業者売場 使用料	1月1平方メ ートルにつ き	1,030円
事務室使用料	1月1平方メ ートルにつ き	1,800円
関連事業所使 用料	1月1平方メ ートルにつ き	1,400円
倉庫使用料	1月1平方メ ートルにつ き	900円
定温倉庫使用 料	1月施設一式 につき	430,000円
冷蔵庫使用料	1月1平方メ ートルにつ き	3,900円
屋上駐車場使 用料	1月1台につ き	6,200円

別表第8

略

別表第9

略

別表第6

略

別表第7

略

## 【参考資料】

# 漁港施設整備関連事業（玄界漁港 防風板設置）

## 1. 事業概要

当該防風板については、台風などの荒天時に発生する飛沫や強風に対し、護岸背後地の集落排水処理施設及び通路や広場を保護する目的で、平成6年度から平成7年度に設置し、その後、平成17年度に更新したものである。

この防風板については、平成28年度以降において更新を予定していたが、飛沫による塩害や北からの強風等の原因により、腐食が想定以上に激しく、部分的に防風板の欠落も生じている状況となっている。

このままでは、護岸背後地の集落排水処理施設の機器にも塩害等が進行し、機能に大きな支障をきたす恐れがあり、住民生活に大きな影響を及ぼしかねず、現在、立ち入り禁止となっている沿線通路の解除まで長期間を要すると、地元へ不便をかけ続けることになる。

このため、更新工事を前倒しで実施する必要がある、その財源として、福岡県の補助事業である「福岡県漁港等施設改修事業」を活用することで福岡県と協議が整ったものである。

- ・事業名 : 福岡県漁港等施設改修事業
- ・事業期間 : 平成26年度～平成28年度
- ・補助率 : 1/2以内

製品 : 鋼製パネル（溶融亜鉛・アルミニウム・マグネシウム合金メッキ表面処理）

## 2. 補正内容

地区	現状	目的	整備の内容	整備費 (千円)
玄界漁港	風波対策のため設置した防風板が経年劣化による腐食及び強風が原因で部分的に欠落したもの。 現在、沿線利用者の安全対策のため、通路を通行止めに行っている。 (地元要望)	防風板の復旧	防風板の撤去設置 L=79.7m H=3.0m (第12号護岸上)	10,300

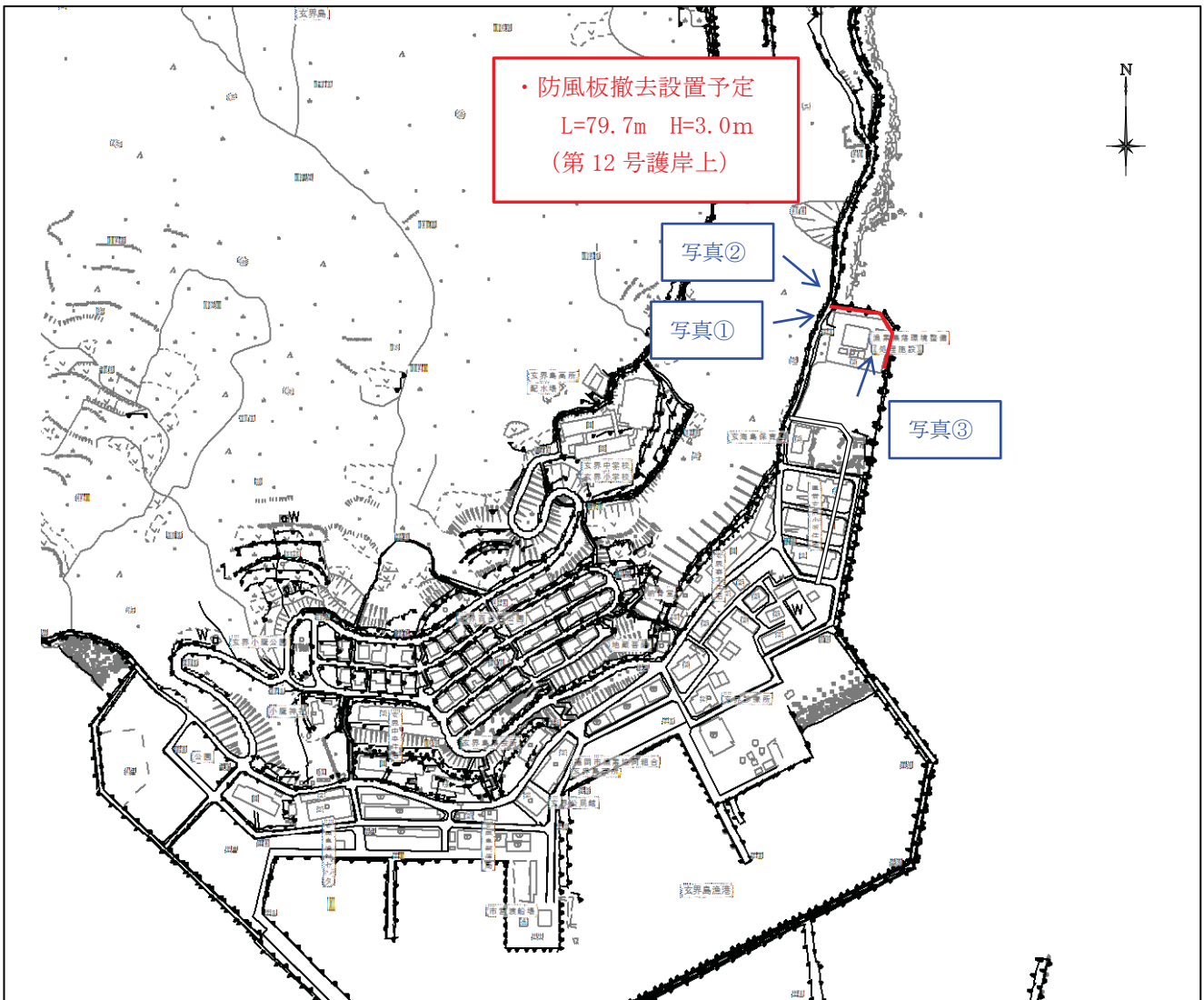
## 3. 事業効果

防風板を復旧することで、護岸背後地の集落排水処理施設を北からの強風や飛沫等により塩害から守る防災安全施設としての機能を回復することができる。

また、塗装については既存のものに比べ、塩害に強く、費用対効果の高いものを採用した結果、従来の12年から29年へと耐用年数が長くなる。

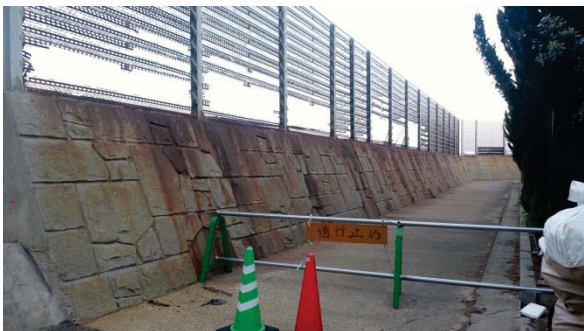


#### 4. 整備予定箇所（玄界漁港）



(現況写真)

写真①



写真③



写真②



(完成イメージ写真)

